

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	伊藤 精
登録番号又は法人番号	8 6 4 4 0 9 5 2
所属する単位会	大分県行政書士会
事務所所在地	大分市城崎町 1 丁目 3 番 12 号 Law Station 城崎 2F
処分年月日	令和 3 年 12 月 15 日
処分内容 (種類)	3 か月間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>(大分県行政書士会会則第 36 条による)</p> <p>行政書士法第 10 条 大分県行政書士会会則第 35 条 大分県行政書士会会則施行規則第 5 条 違反</p> <p>当該会員は、以下の事項につき、補助者に対する指導及び監督を怠たり、業務を補助者に任せきりにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可申請業務において、補助者が、他の依頼者の受付票に押印された土木事務所の受付印を用いて偽装した申請書(写し)を、依頼者へ提示した。 ・前項の事実を土木事務所が把握し、補助者が偽造したことを認めたため、土木事務所が補助者に対し嚴重注意を行ったのち顛末書を徴取した。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>大分県行政書士会会則第 36 条 本会は、会員が法、並びにこれに準拠した命令、規則に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則、施行規則、支部細則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p> <p>行政書士法第 10 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>大分県行政書士会会則第 35 条 会員は、補助者を置いたときは、その業務について補助者に任せきりにする等の行為をしてはならない。</p>

大分県行政書士会会則施行規則第 5 条

会員は、補助者に業務を行わせるときは、指導及び監督を厳守するよう注意しなければならない。